

「日本型教育の海外展開推進事業（EDU-Port ニッポン）パイロット事業」に関する ご質問と回答について

日頃より、日本型教育の海外展開推進事業（EDU-Port ニッポン）の活動にご協力をいただき、ありがとうございます。
現在、公募中のパイロット事業につきまして、公募説明会等でお寄せいただきましたご質問について、回答を整理し一覧にまとめました。ご参照いただければ幸いです。

1. 公募要領（様式 0a）について	P. 2
1.1 応募タイプ	P. 2
1.2 支援対象事業	P. 2
1.3 支援内容・支援期間	P. 3
2. 申請及び申請書（様式 1～6）について	P. 4
2.1 申請書（様式 1）	P. 4
2.2 提案内容（様式 2）	P. 5
2.3 経費計画（様式 3）	P. 5
2.4 申請者に関するデータ（様式 4）	P. 7
2.5 事業参加者の実績（様式 5）	P. 7
2.6 誓約書（様式 6）	P. 7
2.7 その他	P. 8

1. 公募要領(様式 0a)について

1.1 応募タイプ

	ご質問	回答
①	経費支援予定額は、単年度の予算ととらえてよいか。	単年度の経費支援予定額です。なお、支援期間は2年間としておりますが、国の予算の状況等により、次年度以降の経費支援を確約するものではないことにご留意ください。
②	公認プロジェクトで応募された事業を応援プロジェクトとして採択した事例は過去にあったか。	選定の結果、公認プロジェクトで応募があった事業を応援プロジェクトで採択した事例はありました。

1.2 支援対象事業

	ご質問	回答
①	「日本型教育」には定義があるか。	現時点では、積極的な定義は行なっておらず、皆様のご提案において「どのような点が日本型教育であるか」について自由にPRいただきたいと考えております。
②	現地に滞在する日本人への教育と現地の方への教育事業の両方を実施する場合、本事業の対象になるか。	対象となります。しかし、現地に滞在する日本人のみを対象にした事業は想定しておりません。
③	海外の方を日本に招聘して日本の取組を視察いただくことも事業内容に含めてよいか。	日本への招聘事業のみで完結する事業は想定しておりませんが、必要に応じ研修等の一環で日本への招聘を含むことは可能です。
④	「4. 支援対象事業 (1) 公認・応援プロジェクト共通に求める要件」にある「複数の機関の協業による展開モデルであること」について、Bタイプ(コンソーシアム枠)であれば3機関以上だが、Aタイプ(個別枠)であれば日本側は1機関でもよいのか。	個別枠についても、日本側複数の機関の協業体制を想定しております。よって、1機関が中心となる事業であっても、他の機関との何らかの協業が求められます。
⑤	コンソーシアム枠について、協業はどの程度を協業とみなす	コンソーシアムについては、体制や役割分担が明確になっていることが重要で

	か。助言を受けるだけでも協業とみなされるのか。	あり、また、組織としての連携を推進しているため、単に助言を受けるなどの属人的なものは協業とみなしません。
⑥	コンソーシアム枠を形成する際の協業先として、個人事業主は認められるか。	コンソーシアム枠における協業先は公募要領「3.支援対象機関」記載の「機関」を想定しております。
⑦	コンソーシアム枠においてグループ会社、子会社を協業機関としてカウントすることは可能か。	公募要領「3.支援対象機関①～④」記載の法人格があれば、機関としてカウントいただいて差し支えありません。
⑧	協業先は現地機関でもよいか。	必須要件における協業先は日本の機関を想定しています。なお、相手国カウンターパートの協力確保の可能性が見通されていることは加点対象となります。
⑨	想定地域に記載のない国で応募することは可能か。	事業を展開する国・地域については限定いたしません。公認プロジェクトについては、公募要領に記載のある地域での取組をより重視いたします。
⑩	加点要素に「本公募事業終了後の自立的な事業継続を見込む内容であること」との記載がある。「自立的な」というのは、本パイロット事業による経費支援がなくても自立的に事業を継続できるという意味か、あるいは相手国関係者が日本側事業者なしに自立的に事業を継続できるという意味か。	本パイロット事業による経費支援がなくても自立的に事業を継続できる、という意味です。
⑪	加点要素に「本公募事業終了後の自立的な事業継続を見込む内容であること」との記載がある。事業者としては、CSRとして、赤字であっても長く続けてもやりたいと考えている事業であるが、収益性が低い場合、審査時に不利となるか。	収益性は民間事業者における継続性を担保する1つの指標であると考えておりますが、事業の性質によって、継続性の担保の仕方は異なりますので、その点、申請書にてご説明ください。

1.3 支援内容・支援期間

	ご質問	回答
①	相手国政府の関係省庁担当者を紹介いただけるか。	現地の日本大使館や外務省を通じ、可能な範囲にて紹介させていただきます。
②	活動を実施中の他の事業とEDU-Portの公認プロジェクトとを	本事業は、自己資金、外部資金等と組み合わせて事業を行っていただくことを

	組み合わせることは可能か。	想定しております。一方、現在、採択を受けている資金元に本事業と組み合わせて使用できるか、ご確認願います。なお、二重払いが発生しないようご注意ください。
③	2018年度の経費支援の対象となる期間について、「2018年9月上旬～2019年2月中旬」と記載があるが、すでに実施している事業の場合、支援対象にならないか。また、活動途中の段階であっても、年度末に清算をしなくてはならないか。	契約前の支出を精算対象とすることはできません。契約期間内の事業のみ、2月末に清算書類の提出をいただき、年度末に清算となります。
④	2018年度の経費支援の対象となる期間について、「2018年9月上旬～2019年2月中旬」と記載があるが、活動が途中の段階であっても、毎年度末に精算しなくてはならないか。	会計手続き上、単年度契約となりますので、2月末には精算書類をご提出いただきます。年度毎の計画を立案ください。

2. 申請及び申請書（様式1～6）について

2.1 申請書（様式1）

	ご質問	回答
①	1つの機関が複数の申請を出すことは可能か。	それぞれの提案内容が異なるものであれば、複数の提案を行うことは可能です。なお、複数の提案を行う際は、1つの提案に対して1式の申請書類をそれぞれご提出ください。
②	個別枠に複数の機関による協働のプロジェクトとして申請する場合は、それぞれの機関が申請書を提出しなければならないか。	申請は代表機関に行ってください。誓約書（様式6）についても、押印は代表機関、参加機関については、住所、法人名、代表者名をご記載ください。
③	コンソーシアム枠は、申請者としては一機関であっても、提案内容に複数者が記載されていけばよいのか。	申請は代表機関に行ってください。誓約書（様式6）についても、押印は代表機関、参加機関については、住所、法人名、代表者名をご記載ください。
④	申請書（様式1）の「代表者役職名・氏名」の欄について、大	応募単位は、「研究科」「学部」「大学」のいずれかでお願いします。また、申請


<p>学の場合、学長の名前を記載するのか。もしくは実際に事業を担う教員の代表になるのか。</p>	<p>書（様式6）最下部に記載されているとおり、様式6の押印は契約書を締結する際の印と同一でお願いいたします。その際、誓約書は、大学全体について誓約していただくものですので、研究科長や学部長での誓約が難しい場合は、学長名義で応募願います。</p>
--	---

2.2 提案内容（様式2）

	ご質問	回答
①	様式2について、「A4 縦 8 枚以内」と指定があるが、こちらは両面という理解でよいか。	A4で8頁（両面印刷の場合、A4用紙は4枚）を上限としております。様式2については、EDU-Port ニッポンのウェブサイトより、「様式2（記入用）」のワードファイルをダウンロードし、ご使用ください。
②	枚数制限があるのは様式2のみか。それ以外の様式に枚数制限はあるか。	様式2以外に枚数制限はありません。
③	事業の対象国が複数ある場合、「4. 事業の目標（対象国・地域と解決したい課題）」には、国ごとに解決したい課題や活動内容を記載すればよいか。	国ごとに解決したい課題や活動内容を対応させて記載いただいても、地域でまとめて記載いただいても差し支えありません。

2.3 経費計画（様式3）について

	ご質問	回答
①	応援プロジェクトの場合でも経費計画を記載して提出するのか。	応援プロジェクトにご応募いただく場合は、経費計画の提出は不要です。
②	諸謝金について、どのような単価を使用したらよいか。	指定の単価はありませんので、各申請機関の規定に従ってください。
③	相手国のカウンターパート機関の職員にコーディネーターを依頼する場合、どのように計上したらよいか。	人件費を計上することができませんが、単発の業務等の場合は、謝金として計上いただくことが可能です。
④	旅費について、他事業の業務を兼ねた出張の場合、精算可能	他事業の出張と混在してしまうと整理がつかないため、本事業に関する出張

	か。	旅費のみを積算ください。
⑤	事業の一部に海外の方の招聘を含める場合、その旅費を予算に含めてよいか。	含めていただいて差し支えありません。
⑥	パイロット事業終了後、相手国カウンターパート機関に無償供与を行うことを前提に、パソコンの購入費を計上することは可能か。	「様式3 EDU-Port 支援対象経費計上の留意事項」記載の通り、本事業では、契約完了後に個人・機関の所有物となる物品は原則対象外としており、パソコン購入費を計上いただくことはできません。
⑦	教育コンテンツの作成を外部に委託する場合、計上する種別は諸謝金にあたるか。また、フリーランスに依頼する場合も同様であるか。	フリーランス（個人）の方であっても教育コンテンツ作成の業務を外部に委託するのであれば、雑役務費で計上願います。
⑧	教材編集は謝金扱いでよいか。	雑役務費に計上ください。
⑨	「消費税相当額」について、海外の税も含めて記載すべきか。	消費税は、あくまで日本の税務処理上のものなので、日本国内の支出に関してのみ記載ください。
⑩	一般管理費は、法人の間接費として考えて良いのか。もしくは本事業に関する管理費ということか。	本事業にかかる管理費として算出願います。
⑪	一般管理費は、200万円に上乗せできるのか、あるいは200万円の中に含めるのか。また、事業に連動した、事業に対する一般管理費ということなのか。	一般管理費は外数ではなく、内数となります（個別枠で応募いただく場合は、200万円に含める）。なお、事業に連動した一般管理費となります。
⑫	「OANDA レート」に関する記載で、1現地通貨あたりの日本円が1円に満たない場合について、具体例を示して欲しい。	<p>外貨交換レートについては、お見積もり時には記載不要となりますが、精算時には確認させて頂くため、下記の通り算出方法をご案内いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下記の OANDA のホームページにアクセスして下さい。 https://www.oanda.com/lang/ja/fx-for-business/historical-rates 2. 上部「保有通貨」を現地通貨、「必要な通貨」を日本円に設定して下さい。 3. 左上の  この表示の右側をクリックすると、日ごとのレートが現れます。

		例えば、前月最終営業日付のモンゴル現地通貨（MNT）レートは、1MNT＝0.044968円です。1現地通貨あたりの日本円が1円に満たないため100倍し100MNT＝4.4968円、小数点第4位以下を切り捨てた「100MNT＝4.496円」にて確認致します。
⑬	立替払をして年度末に精算を行うという理解で差し支えないか。	毎年度末に精算を行います。

2.4 申請者に関するデータ（様式4）

	ご質問	回答
①	財務状況について、一般企業向けの記載内容になっているため、国立大学法人では記載が難しい項目は、空欄で差し支えないか。	大学の場合は、売上高＝計上収益、当期純損益又は年度損益＝当期純利益、年度末借入高残高＝長期借入金債券の年度末合計とご理解ください。

2.5 事業参加者の実績（様式5）

	ご質問	回答
①	様式5「事業参加者の実績」には、当該国での実績を記載しなければならないか。	本提案事業の実施に資するこれまでの実績について記載いただきたいと考えておりますので、当該国での実績のみと限定はしていません。

2.6 誓約書（様式6）

	ご質問	回答
①	アジアに進出している日本企業と連携して申請することを予定している。誓約書の参加機関の記載欄には、同企業の代表取締役を記載すべきか。どの程度の役職の方の名前を記載すべきか。	日本の法人格を有する企業等であれば、原則、代表取締役の名前を記載ください。

②	誓約書（様式6）には関係機関すべてを記載するのか。	様式2の実施体制に記載する機関であれば、誓約書（様式6）にも記載ください。
---	---------------------------	---------------------------------------

2.7 その他

	ご質問	回答
①	申請にあたって、様式1～6以外に資料を添付することは可能か。	参考資料として提出していただくのは差し支えありませんが、用語の説明など最低限に留めてください。